

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 労働部最新公告

### ● 《労働基準法》一部条文改正のまとめ

労働部は《労働基準法》一部条文の改正草案<sup>1</sup>を提出し、今回の法律改正の重要な点は以下のものを含む：

1. 法定の通常労働時間を現行の二週間 84 時間制から週 40 時間制に調整し、一日の通常労働時間は 8 時間とし、最大 12 時間を超えてはならず、そのほか、関係対応措置について研究、論議する。
2. 労働者の経済需要及び使用者の人力需要を考慮し、現行の月間 46 時間の残業制限を 60 時間まで緩和する。
3. 労働部が今回提出した《労働基準法》の一部条文の改正草案内容は、2014 年 12 月 30 日にて行政院の審査に提出したが、行政院の審査を通過しなければならず、また、立法院の審議を通過した後、総統より施行日を正式に公布する。従って、関係改正内容の発効は、尚も相当の時間を要するであろう。

### ● 103.12.18 労働條 3 字第 1030132586 号公告

《労働基準法》第 84-1 条に定めた労働者（責任制専門人員など）、は以下の 14 類の労働者に該当する場合、2015 年 1 月 1 日より適用を廃止する。

<p>A. 銀行業が雇用した経理職以上の人員であり、労働基準法施行細則第 50-1 条第 1 号規定に符合する者</p> <p>B. 広告業が雇用した経理職以上の人員であり、労働基準法施行細則第 50-1 条第 1 号規定に符合する者及び同条第 2 号に符合した創作人員</p> <p>C. 広告業の営業担当人員</p> <p>D. 建築士事務所の個別案件管理者、建築計画設計者、工事監督人員</p> <p>E. 映画配給業の管理職であり、労働基準法施行細則第 50-1 条第 1 号規定に符合する者</p> <p>F. 証券取引業者の外勤高級業務員であり、「証券取引業者責任者及び業務人員管理規則」に基づき、許可を所持する者</p> <p>G. 海軍所属各造船所の水先人</p>	<p>H. コンサルティング業の管理顧問であり、労働基準法施行細則第 50-1 条第 2 号規定に符合する者</p> <p>I. インテリアデザイン業の個別案件管理者、専業デザイン人員、工事監督人員</p> <p>J. 建築業の専業デザイン人員、現場監督人員</p> <p>K. 建築及び工事技術サービス業の担当者、工事計画デザイン人員、工事監督人員</p> <p>L. 交通部所属各港務局の港務作業船舶の従業員（タグボート、クレーン船など）</p> <p>M. 中央主務機関より発行した「美容乙級」、「男性カッティング乙級」及び「女性カッティング乙級」などの資格証明を所持する者</p> <p>N. 行政院台風災後再建委員会公務車の運転人員</p>
--	---

<sup>1</sup>労働部より提出した労働基準法改正草案の詳しい内容については、行政院の審査を通過した後、草案の内容は公告される

本文は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。